事 務 連 絡 令和3年3月8日

地方厚生(支)局長

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長

都道府県·指定都市高齢者医療主管課(部)長

都道府県・指定都市・中核市国民健康保険主管課(部)長



厚生労働省保険局国民健康保険課長厚生労働省保険局高齢者医療課長

全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに 後期高齢者医療広域連合事務局長会議について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、本年度は新型コロナ感染症拡大防止のため、参集形式での会議は行わないこととし、ホームページへの資料掲載によることといたしました。 資料のホームページへの掲載場所につきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせ致します。

記

掲載場所 以下のとおり

・厚生労働省ホームページ

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17089.html)

<連絡 先> 【地方厚生(支)局・国民健康保険主管課(部)】 厚生労働省保険局国民健康保険課 庶務係(鈴木) TEL 03-3595-2565 E-mail suzuki-shigeo@mhlw.go.jp

> 【後期高齢者医療広域連合事務局・高齢者医療主管課(部)】 厚生労働省保険局高齢者医療課 庶務係(久留) TEL 03-3595-2090 E-mail hisatome-masaki@mhlw.go.jp



全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長 及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議

各論

保険局国民健康保険課説明資料 令和3年3月

< 目 次 >

I 国] 民健康保険をめぐる動向・・	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	•	•	• •	2
1	. 国民健康保険制度の取組	強	化・	• •	• •	• •	• •	•	•	• •	• •	•	• •	•	•	•	•		, •	•	•	3
2 .	. 令和3年度の納付金算定り	だ 況	• •	• • •	• • •	• •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	1	L 7
3 .	. 保険者努力支援制度・・・・	• •	• • •	• •	• •	• •		•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	•		•	•	• •	7	2 1
4 .	.保険者機能の強化・・・・・	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	Ę	5 5
5	. 国保組合の事務運営・・・	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	• •	. •		1 (8 (
6	. オンライン資 格 確 認 等 シス	テム	• •	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•			1 1	L 7
7	. システム (納付金・市町村	標	準)	関	係		• (• •	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	. •		13	3 2
8	. 第三者求償の取組強化・・	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	. •		1 4	∤ 1
9	. その他留意事項・・・・・・	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	,	1 5	5 9
Ⅱ令	3 和 3 年 度 国 民 健 康 保 険 助 月	龙 費	の	概!	要、	補	助	金	申	請	事	務	等		•	•	•		. •		1 <u>9</u>) 6

地方分権に係る提案等に関する対応

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針にかかる周知

令和2年地方分権改革に係る提案募集において、国民健康保険に関する提案があり、以下の とおり閣議決定されましたので周知致します。

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)(抄)

5【厚生労働省】

- (20) 国民健康保険法(昭33法192)
- (i) 国民健康保険料については、保険料を滞納し被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、 保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、 市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納 している保険料額に充当することが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知 する。
- (ii) 国民健康保険料の還付に係る戸籍謄本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定(112条)にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定めることが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。
- (iii) 国民健康保険の高額療養費(57条の2)の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和2年度中に省令を改正し、市区町村の判断により手続を簡素化することを可能とする。
- (iv) 市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。
 - ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。
 - ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理手続を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ※(i)(ii)については、保険料に限らず、保険税についても同様の扱いとします。
- ※参照ページ: (i) P. 187 (iii) P. 188 (iv) P. 119